

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条に基づく  
事前了解願いの取扱方針

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づき、  
中国電力株式会社が平成25年11月21日付け電原総第21号で県に対して提出した  
事前了解願いについては、下記の通り取り扱うこととする。

## 1 事前了解願いに対する二段階の了解

- (1) 中国電力が原子力規制委員会に新規制基準適合性確認申請することについては、今回、了解する。
- (2) 安全協定第6条の最終的な了解は、原子力規制委員会から審査結果について説明を受け、それに対して県議会をはじめ、県の安全対策協議会、原子力安全顧問、松江市や周辺自治体などの意見を聴いて、総合的に判断する。
- (3) 今回の原子力規制委員会への申請の了解に当たっては、中国電力に対しては（別紙1）、原子力規制委員会に対しては（別紙2）の諸事項を要請するものとする。

## 2 周辺自治体との関係

- (1) 今後、周辺自治体と締結した覚書に基づき提出された意見は、県の回答書などに添付し、中国電力及び原子力規制委員会に伝える。
- (2) したがって、中国電力への回答は、全ての周辺自治体の意見が出揃った後になる。

(別紙1) 中国電力株式会社への申入れ

- 1 (1)原子力規制委員会の適合性確認審査の状況 及び (2)審査により必要となった変更・追加の対策 については、県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下「関係自治体」という。）に対して適切に説明すること。
- 2 関係自治体などに対して、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
- 3 宍道断層の評価など、地震及び津波の想定については、発生規模などの不確実性を十分に考慮し、常に最新の知見を取り入れ、それに基づく安全対策を適切に実施すること。
- 4 フィルタベントや汚染水対策などのシビアアクシデント対策については、その有効性と影響を適切に考慮して実施するとともに、この点についての関係自治体への説明は特に丁寧に行うこと。
- 5 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織体制、発電所の人員、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、不断の充実・強化を図るよう適切な取り組みを行うこと。
- 6 島根原子力発電所の引き続きの安全性向上のため、自主的かつ主体的に対策の実施に取り組むとともに、関係自治体に対しその情報を的確に提供すること。
- 7 原子力災害発生時における防災体制の構築に当たっては、緊急時、あるいは平常時を問わず、関係自治体と緊密な連携を図ること。

(別紙2) 原子力規制委員会への申入れ

- 1 適合性確認審査に当たっては、現地調査を行うなどにより、島根原子力発電所の特性、立地、周辺状況を的確に把握した上で、住民の安全確保の観点から厳格な審査を行うこと。
- 2 突道断層の評価など、地震及び津波の想定については、発生規模などの不確実性を十分に考慮し、最新の知見も踏まえ、それに基づいた安全対策が適切に実施されているか審査すること。
- 3 フィルタベントや汚染水対策などのシビアアクシデント対策については、その有効性と影響を適切に考慮して厳密に審査するとともに、この点についての説明は特に丁寧に行うこと。
- 4 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織体制、発電所の人員、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、適切に取り組まれているかを審査するとともに、必要に応じて指導を行うこと。
- 5 福島第一原子力発電所の事故の原因究明や調査の進捗に応じ、新たに得られた知見については、その都度、規制基準に反映すること。
- 6 審査の結果については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市に対して、丁寧な説明を行うこと。
- 7 原子力防災対策について、万が一原子力災害が起きた場合、一般住民及び要援護者の避難が迅速かつ安全にできるよう、国が前面に立って調整・支援すること。